

【平成27年度決算】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大井町の一般会計における社会保障施策への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） **132,781千円**

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 **1,190,577千円**

（単位：千円）

区 分	経 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	地 方 消 費 税 交 付 金 (社 会 保 障 財 源 分)	そ の 他
社会福祉	654,826	449,729	0	6,199	40,343	158,555
社会保険	452,294	77,813	0	0	75,957	298,524
保健衛生	83,457	1,818	0	388	16,481	64,770
合 計	1,190,577	529,360	0	6,587	132,781	521,849